「ウクライナ国下水処理場改修事業計画策定支援【有償勘定技術支援】」

(公示日:平成25年6月19日/公示番号:3)について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	11 ページ、4.配布/貸与資料及 び閲覧資料	本案件の事前調査「キエフ市下水セクター情報 収集・確認調査(下水処理計画)」の報告書の 配布/貸与をお願いしたく存じます。	プロポーザル作成に必要な技術面の提案にかかる部分についてのみ貸与します。中東・欧州部 欧州課 (TEL: 03-5226-8517)に連絡してください。(7月12日15時以降)(以下同)
2	第2 調査の目的・内容に関す る事項	4 . 業務の範囲 に記述のある、M/D は公開 していただけますでしょうか。	原本の公開はできません。本支援につき先方と合意したTORについて貸与します。
3		関連資料として、2013年4月3日公示、 17日提出期限でありました「キエフ市下水 セクター情報収集・確認調査(下水処理施設)」 の報告書/中間報告書などは公開していただ けますでしょうか。	プロポーザル作成に必要な技術面の提案にかか る部分についてのみ貸与します。
4		調査団事務所はカウンターパートから便宜供 与されますでしょうか。	提供されます。

F		C (7) 理接法人和传 (1) 2 2 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2	こいの社会には、ボルトーッチエン加四担 海辺
5		5.(7)環境社会配慮の記述中、「下水処理場	EIAの対象には、ボルトニッチ下水処理場、汚泥
		の EIA 報告書はウクライナ国政府の承認を待	
		っている段階」とあり、下水処理場の EIA 調	の関連法規に則ったものであり、本業務にてJICA
		査が終了し、その結果として提出された EIA	ガイドライン適用によって求められる追加調査
		報告書が承認待ち、と理解できます。	の必要性を確認し、必要であれば実施機関に追加
		一方、5.(5)調査対象 においては、対象と	調査を行わせるよう助言することが必要となり
<u></u>		して	ます。
		・ボルトニッチ下水処理場	
		・汚泥処分場施設	
		と、下水処理場と汚泥処分場施設を区別して	
		おられます。	
		ついては、	
		1.報告書提出済みの EIA に汚泥処分場施設が	
		含まれておりますでしょうか。	
<u></u>		2.上記 1.が"No(含まない)"の場合は、	
<u></u>		汚泥処分場施設に係る EIA の進捗状況はどの	
		程度なのでしょうか。	
	2ページ	コンサルタントは 5 分野の担当者で構成され	全体プロジェクト管理1名、法務・行政・調達1名、
	 第 2 調査の目的・内容に関す	ます。本計画支援では、短期間の業務の中で、	
	る事項	カウンターパートと密接に連携することが求	
	0.5 A 5.実施方針及び留意事項	められています。支援業務を開始する時点で、	
	(1)コンサルタントの構成要		
		いるかどうか現時点で判明しているでしょう	
	 	か。	
		13° ₀	

6	10ページ	【環境社会配慮】分野についてローカルコン	別見積にはせず、本見積に含めてください。
	第3 業務実施上の条件	サルタントによるデータ収集について記述が	
	3 . 現地再委託	あります。この他に、本支援業務で必要と考	
		えられる自然条件調査や社会条件調査につい	
		て、再委託での実施を想定しています。当該	
		の現地再委託費及び国内再委託費を別途見積	
		として計上することは可能でしょうか。	

以上